

世界各國工業所有權制度便覽 (完)

註

(1) ② 加盟條約項中, M은 標章의 國際登錄에 關한 마드리드協定, O는 原產地 虛偽表示防止에 關한 마드리드協定을 나타낸다.

(2) ③ 商標法項中, O는 商標法이 「있음」을, X는 「없음」을, △는 他國의 商標法을 適用함을 나타낸다.

(3) ④ 審査項中 O는 方式, 선택상표심사를 포함하는 것을, △는 方式, 現저성에 대해서만 심사하는 것을 나타내며, X는 方式에 대해서만 심사하는 것을 나타낸다.

(4) ⑤ 商標權의 登錄項中, O는 「先願主義」를 採擇하고 있음을, X는 「先使用主義」를 採擇하고 있음을 나타낸다. 先願主義란, 商標權의 發生

이, 先願者에 對한 登錄에 근거하는 것이고, 先使用主義란 商標權의 發生이, 商標의 使用에 근거하는 것이다. 最近에는 純粹한 意味에서의 先願主義 또는 先使用主義로부터 兩主義의 「折衷主義」로의 移行이 世界의 大勢이다.

(5) ⑥ 本國登錄要件項中, O는 「必要함」을, X는 「不必要함」을 나타낸다. 「本國登錄要件」이란 外國人에 대해서 自國以外的 國家에 出願하는 경우는 그 本國에서 事전에 商標登錄되어 있을 것이 要求됨을 말한다.

(6) ⑦ 讓渡要件의 項中, O는 「單獨」을, X는 「營業과 함께」를 나타낸다. 「單獨」이란 商標權을 讓渡할때에 營業과는 無關하게 商標權만의 讓渡가

許容됨을 말하고 「營業과 함께」란 商標權의 讓渡는 반드시 營業讓渡와 同時에 할것을 要함을 말한다.

(7) ⑧ 存續期間項中, 「出」은 出願日을, 「登」은 登錄日을 각기 存續期間의 起算日로 함을 나타낸다.

(8) ⑩ 出願公告項中, 月 또는 日數의 表示는 모두 公報 또는 官報等에의 公告期間 즉 그 사이에 異議申請이 許容되어 있는 期間을 나타낸다.

(9) ⑭ 備考項中, (特)은 特異한 商標制度를 나타내며, 그중 「製造標」는 소련等 社會主義國家가 採用하고 있는 特異한 制度로 生産企業이 이를 附着할 義務를 負擔하고 있는 責任標를 말함.

〈金亨昊 記〉

商標制度

洲名	國名	① 파리 條約	② 加盟 條約	③ 商 標 法	④ 審 查	⑤ 商 標 法 에 登 錄	⑥ 本 國 登 錄 要 件	⑦ 讓 渡 要 件	⑧ 存續期間		⑨ 不 使 用 (年) 取 消	⑩ 出 讓 申 公 請 告 異 (月)	⑪ 商 分 品 業 務 類	⑫ 서 어 비 스 표	⑬ 國 際 商 品 分 類	⑭ 備 考
									起 算 日	期 (年) 間						
유럽	벨 지 움	○	M	○	△	○	×	○	出	10	5	無	商品34 서어비스 8	○	○	베네룩스 統一商標 法
	폴 란 드	○	○	○	○	×	×	×	出	10	3	告示에 정함	34 서어비스 8	○	○	
	포르투갈	○	MO	○	○	○	×	×	登	10	3	90일	商標34 서어비스 8			1出願多品目 記載可 但, 一出願 5 品目以上은 超過 料金이 必要

特許情報

洲名	國名	① 과리 條約	② 加盟 條約	③ 商 標 法	④ 審 查	⑤ 商 標 法 에 登 錄	⑥ 本 國 登 錄 要 件	⑦ 讓 渡 要 件	⑧存續期間		⑨ 不 使 用 取 消 (年)	⑩ 出 讓 申 請 公 告 異 (月)	⑪ 商 分 品 業 務 類	⑫ 서 어 비 스 표	⑬ 國 際 商 品 分 類	⑭ 備 考	
									起 算 日	期 間 (年)							
유럽	말 타 모 나 코	○	-	○	○	×	-	×	出	14	-	2	34	-	○	(特)製造標 198 9.41 新法	
	유고슬라비아	○	M.O	○	△	×	×	○	出	10	-	無	商品34 서비스	○	○		
	리히텐슈타인	○	M	○	○	○	×	○	登	10	5	告示에 정함	8 商品34 서비스	○	○		
	룩셈부르크	○	M.O	○	○	×	×	×	出	20	3	無	10 無	-	-		
러시아	루마니아	○	M	○	△	○	×	○	出	10	5	無	商品34 서비스	○	○	베네룩스統一商標 法	
	(北美 및 中美) 美國	○	-	○	○	×	本國 에 登 錄 되 어 있 는 것 이 必 要	×	登	20	2	30日	商品34 서비스	○	○		
	아엘살바도르	×	-	○	○	×	×	○	登	20	1	90日	127	-	-		獨自分類 異議申請期間은 2月間延長可能 舊英國商品分類採 用 1983.5.14. 改正
	캐나다	○	-	○	○	×	×	○	登	15	3	1	無	○	-		
바하마	○	-	○	○	×	×	×	出	14	5	1	50	-	-			
쿠바	○	○	○	○	○	×	○	出	10	3	無	34	○	○			
카리브	과테말라	×	-	○	○	○	○	○	登	10	無	2	商品34 서비스	○	○		
	코스타리카	×	-	○	○	○	○	○	登	10	無	2	8 商品34 서비스	○	○		
	자마йка	×	-	○	○	×	×	-	出	7	5	1	34	-	○		
	도미니카	○	○	○	○	○	×	×	登	20	1	45日	70	-	-	獨自分類 舊英國商品分類採 用	
트리니다드 토바고	○	-	-	○	×	×	-	出	14	5	3	50	-	-			

特許情報

洲名	國名	① 과리 條約	② 加盟 條約	③ 商 標 法	④ 審 查	⑤ 商 標 法 에 登 錄	⑥ 本 國 登 錄 要 件	⑦ 讓 渡 要 件	⑧存續期間		⑨ 不 使 用 取 消 (年)	⑩ 出 議 申 請 告 異 (月)	⑪ 商 分 品 業 務 類	⑫ 서 어 비 스 표	⑬ 國 際 商 品 分 類	⑭ 備 考
									起 算 日	期 (年) 間						
아 메 리 카	니카라과	×	-	○	○	×	○	○	登	10	1	2	商品34 서비스	○	○	
	아이티	○	-	○	×	×	×	○	登	10	無	2	商品34 서비스	○	○	
	파나마	×	-	○	×	×	○	×	登	10	1	3	商品34 서비스	○	○	
	온두라스	×	-	○	○	○	×	○	登	10	1	45日	20 商品34 서비스	○	○	
	멕시코	○	-	○	○	×	×	○	出	5	3	告示에 정함	商品55 서비스	○	-	獨自分類 1986. 9.26 신법시행
	(南美) 아르헨티나	○	○	○	○	○	×	○	登	10	5	30日	8 商品34 서비스	○	○	
	베네주엘라	×	-	○	○	○	×	○	登	15	2	30日	50	○	-	獨自分類
	우루과이	○	-	○	○	○	×	○	登	10	無	30日	商品34 서비스	○	○	1984.3.1. 改正
	에쿠아도르	×	-	○	△	×	×	×	登	5	5	30日	8 商品34 서비스	○	○	
	콜롬비아	×	-	○	○	×	×	○	登	5	5	30日	8 商品34 서비스	○	○	(特)防護標章
칠레	×	-	○	○	○	×	○	登	10	2	25日	8 商品34 서비스	○	○		
파라과이	×	-	○	×	○	×	○	登	10	無	30日	8 商品34 서비스	○	○		
브라질	○	○	○	○	×	×	○	登	10	2	60日	8 商品34 서비스	○	-		
페루	×	-	○	×	○	×	○	登	5	5	30日	8 商品34 서비스	○	○		
수리남	○	-	○	不明	×	×	×	登	20	3	30	無	不明	不明		
볼리비아	×	-	○	○	○	×	×	登	10	無	50日		○	○	1985.5.10. 改正 1985.9.10. 施行	